

補 助 額

次により算定した額とする。

基準単価 × 年間利用時間

(1) 基準単価

各登録団体における1時間当たりの利用料に2を乗じて得た額とする。

ただし、1,900円を限度する。

(2) 障害児差額補助単価(障害児の利用に限り適用)

1時間当たりの利用料から、次表の利用者世帯各階層区分の基準額を減じて得た額とする。ただし、1時間あたりの利用料が950円を超える場合は、950円を利用料とみなす。

利用者世帯階層区分		基準額 (1時間あたり)
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による被支援給付世帯(単給世帯を含む。)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5千円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5千1円以上1万5千円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が1万5千1円以上4万円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が4万1円以上7万円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が7万1円以上の世帯	950円

(3) 年間利用時間

補助の算定対象となる利用時間は、障害者1名当たり年間150時間以内とする。